**コラム****⑤　協同組合の運営原則**

**第１原則　自発的で開かれた組合員制**

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ10億人を超えます。ICAは1995年に「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を出し、協同組合の定義・価値・原則を示しました。

協同組合原則の第１原則では、表題に表現されているように、協同組合が組合員制をとること、自発的であること、開かれていること、という３つが述べられています。

【組合員制をとる】

１つ目は「組合員制」です。「組合員」という言葉が、アイデンティティ声明のなかでここで初めて出てきます。「経済的、社会的、文化的ニーズをかなえる」ために、「自発的に手を結んだ人びと」が、組織された協同組合の「組合員」と名付けられます。そのうえでどんな人が組合員になれるかをこの原則は述べていきます。

【自らの意思で】

２つ目が、「自発的」ということです。協同組合を組織したり協同組合に加入したりすることは、その人自身の意思にのみよるべきで、他の誰からも強制されないこと、いいかえれば、協同組合に入らない自由があるということを言っています。これは、国によっては政府などによって協同組合への加入が人びとに強制される場合があったことが念頭に置かれています。

【誰でも加入】

３つ目は、「開かれている」ということで、協同組合は基本的に希望する人は誰でも加入できるということを述べています。原則の文章ではさらに具体的に、ジェンダーによる差別、社会的な差別（社会的な属性、民族や文化などによる差別）、人種による差別、宗教による差別、政治的な立場による差別をしてはならない、つまりそれを理由に加入を断ってはならない、ということを述べています。

ただし、この「開かれている」ことには２つ条件が付いています。１つ目の条件は「協同組合のサービスを利用することができる」ことです。このことから、協同組合が特定の属性の人たちによって、その人たちが利用するサービスを提供するように組織された場合（例えば農業者が農協を組織する場合）には、そのサービスを利用できる人だけが加入できる、という限定がなされる場合があります。

「開かれている」ことに関する２つ目の条件は「組合員としての義務と責任を受け入れる意思がある」ということです。加入しようとする人が、議決権の行使、会議への参加、協同組合のサービスの利用、出資金の拠出など、組合員として果たすべき義務や責任を受け入れる意思を持つことが必要です。

この「開かれている」という原則には、協同組合がもたらす利益を自分たちだけで独り占めせず、より多くの人に広げていこう、という考えがあります。

（2025国際協同組合年全国実行委員会　事務局

：一般社団法人　日本協同組合連携機構）